医療的ケア児を定義

支援強化に向け骨子

小5男児（手前）の発言に議員は拍手で応えた

野田聖子氏（自民）ら超党派の国会議員による勉強会「永田町子ども未来会議」は10月30日、たんの吸引など日常的なケアを受けながら生活する「医療的ケア児」への支援強化に向けた法案の骨子をまとめた。

これまであいまいだった医療的ケア児の定義を条文で明確にし、都道府県に相談機関「医療的ケア児支援センター」（仮称）を設置する。開会中の臨時国会に議員立法として提出する方針だ。

骨子は医療的ケア児について「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かたん）吸引その他の医療行為であって、その対象となる者が日常生活及び社会生活を営むために日常的に受ける必要があるものを受ける児童等」とした。「等」は高等学校に在籍する18歳以上を指す。

現状では、医療的ケア児は保育園で預かってもらえなかったり、登校時に保護者の付き添いを求められたりするケースが多い。新法は医療的ケア児の定義を明確にし、国や都道府県の責務を定めることで、そうしたケースをなくすようにするのが狙い。

子ども未来会議は2015年3月に発足。超党派の国会議員のほか、医療機関や福祉事業所の経営者、厚生労働省・文部科学省・総務省など省庁の担当者が参加してきた。

同日の会議には医療的ケアを受けながら都内の小学校に通う男児（11）が出席。法案の骨子が明らかになったことを受け、「有言実行でお願いします」と発言すると、議員は笑みを浮かべながら拍手で応えた。

厚労省によると、医療的ケア児の数はこの10年間で2倍に増えて現在は推計2万人。21年度の障害報酬改定では、児童発達支援事業所などが算定する報酬に、医療的ケア児の区分を設ける方向で検討している。

（福田敏克）